

# 福津市 パートナーシップ・ ファミリーシップ 宣誓制度 ガイドブック



1. 制度の導入にあたって .....	3
2. 制度の概要について .....	3
3. 対象者の要件について .....	4
4. 申請に必要な書類について .....	5
5. 申請方法について .....	6
6. 交付後の手続きについて .....	7
7. 制度の効果について .....	7
8. Q&A .....	8



## 制度の導入にあたって

福津市では、「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」において、「市民一人ひとりの人権と、多様な価値観を尊重し合い、地域で共生できるまち『ふくつ』」を基本理念に掲げ、誰もが住みやすい地域共生社会の実現を目指しています。

また、当計画では「性的マイノリティ(性的少数者)の人権」を、解決すべき人権課題のひとつとして捉えています。

このたび、福津市が「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入することにより、性的マイノリティのカップルやその子に関する社会的理解を広げるとともに、誰もが地域で自分らしく生きやすい多様性を認め合う共生社会の実現に繋がります。



## 制度の概要について

すべての国民の法の下での平等については、日本国憲法第14条で保障されているにもかかわらず、性自認や性的指向が大多数とは異なることを理由として、法律に基づく婚姻届が受理されないことから、行政サービスや民間サービスが著しく制限されたり、日常生活を送る上で差別や偏見のために不利益な取り扱いを受け、安心安全な生活を送りづらい性的マイノリティのカップル及びその子がいます。

そのような性的マイノリティや事実婚の関係にある方を含め、大切なパートナーやその子と共に人生を歩んでいくために、行政サービスの支援の一環として「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。

この制度は、性的マイノリティや事実婚の関係にある方が、市に対して申請することにより、要件を満たしていることが認められた場合に、市から正式に申請を受理したことを公に示す受領証を発行します。この受領証は、法律婚と同等の権利、義務は発生しませんが、受領証を提示することにより、限定的ではありますが、民間サービスや行政サービスを受けられるようにするためのものです。



## パートナーシップとは

事実婚の関係にある方や、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により、継続的な共同生活を行うことを約した関係のことです。



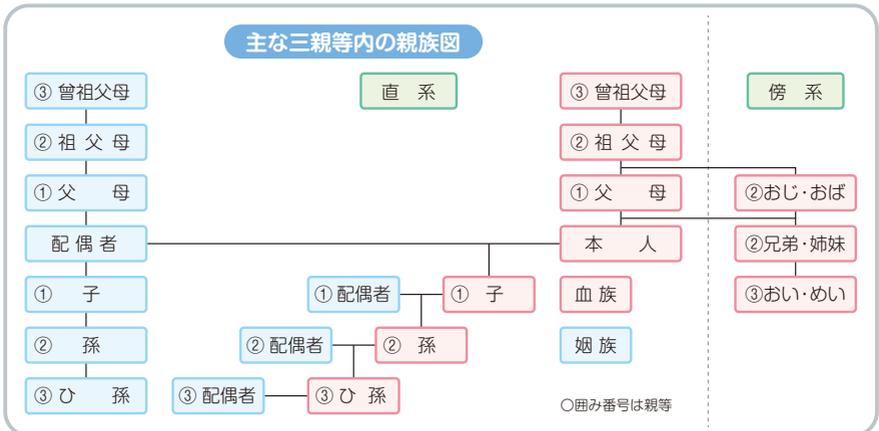
## ファミリーシップとは

パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であり、その子を養育することを約した家族の関係のことです。



## 対象者の要件について

- 1 双方が民法に規定する成年に達していること
- 2 市内に住所を有している(一方もしくは双方が市内への転入を予定している)こと
- 3 配偶者がいないこと
- 4 対象者以外とパートナーシップの関係にないこと
- 5 双方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族)でないこと(養子縁組の場合を除く)
- 6 ファミリーシップ宣誓の場合、対象者の未成年の子であり、生計が同一であること。





## 申請に必要な書類について

### 1 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 現住所を確認するためのもの
- 宣誓日以前3か月以内に発効されたもの
- 市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類
- ファミリーシップ宣誓の場合、子を含めた写しが必要です。

### 2 戸籍抄本の写し又は戸籍個人事項証明書

(外国籍の場合は、婚姻要件具備証明書又は独身証明書の写し及び翻訳文)

- 婚姻をしていないことを証明するためのもの
- 宣誓日以前3か月以内に発効されたもの
- ファミリーシップ宣誓の場合、子を含めた写しが必要です。

### 3 マイナンバーカード、旅券、在留カード、運転免許証等のいずれか

- 本人を確認するためのもの
- 官公署が発行した証明書で、本人の顔写真が貼付されたもの

### 4 その他市長が必要と認める書類





## 申請方法について

### 1 申請の予約(電話、またはメール)

- 申請の日時の調整、対象者の要件、必要書類の確認を行います。

### 2 書類の提出

- **予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。**
- プライバシー保護のため、個室での対応となります。
- お二人そろって、市職員の面前でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号)を作成してください。
- 申請に伴う手数料は無料ですが、住民票等の発行手数料は個人負担です。

予約連絡先  
及び  
書類提出先

### 福津市役所 市民部 人権政策課

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号

**TEL.0940-43-8129**

9時から16時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

E-mail : [jinken@city.fukutsu.lg.jp](mailto:jinken@city.fukutsu.lg.jp)

### 3 受領証の交付

- 原則当日渡しとします。(事務処理等に1時間程度お時間をいただきます)

### 4 交付内容

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第2号)
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード(様式第3号)  
※必要に応じて、受領証及び受領カードに通称名を記載できます。

### 宣誓書受領カード

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度受領カード

福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する条例の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受けました。

期 日  
【パートナーシップ宣誓書】 令和 年 月 日  
(本人の氏名) (パートナーの氏名)

【ファミリーシップ対象者】  
(氏名) (氏名)

福津市長 海崎 智

この宣誓書受領カードを提示された方へ

このカードは、お互いの人生をパートナー及び家族として認め合い、日常の生活において相互に協力し、また一方向は双方の未成年の子を養育を持って暮らすことを宣誓し、その宣誓書を受領したことを証明するものです。このカードの提示を受けた方は、この義務を十分にこらねさせていただきます。

【通称名を使用している場合の戸籍上の氏名】  
(本人) (パートナー)

※平常時及び緊急時において、1. 以下の者に対して債権回収すること。2. 年商や必要な治療方針の同意を以下の者から取得することを同意します。  
(パートナー連絡先) 【本人自署欄】



## 交付後の手続きについて

### 1 受領証等の再交付

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)
- 本人を確認するための書類が必要となります

### 2 宣誓内容の変更

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届(様式第5号)
- 宣誓書からファミリーシップ対象者の氏名を削除するとき
- 宣誓者のいずれかに氏名の変更があったとき
- 宣誓者の一方又は双方が、市内に転入し、又は市内で転居したとき
- ファミリーシップ対象者が成年に達したとき
- ファミリーシップ対象者の記載の追加を希望するとき

### 3 受領証等の返還

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)
- 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- 一方が死亡した場合
- 双方ともに福津市外へ転出した場合(相互利用の協定関係のある自治体は除く)

### 4 自治体間の相互利用

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第7号)
- 本市と協定を締結している自治体間との転入出をする場合



## 制度の効果について

現在利用できるサービスは、市ホームページを確認ください。



<https://www.city.fukutsu.lg.jp/kyoudou/jinken/1/10436.html>